

犯罪被害者等の公営住宅への入居について

犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、犯罪被害者等の公営住宅への入居の取扱いについて、積極的に検討すること等を要請する通知を発出するとともに、その通知の内容について、全国の自治体に対して定期的に周知を行っている。

【犯罪被害者等の公営住宅への入居について（平成17年12月26日国住総第137号 住宅局長通知）】
（令和5年3月24日国住備第400号 住宅局長改正通知）

（通知の概要）

- 地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、**事業主体の判断により優先入居が可能**であるため、犯罪被害者等基本法第16条の趣旨を踏まえ、**積極的に検討**すること。
- 犯罪被害者等の置かれている状況に鑑み、**保証人の確保を求めない**など配慮すること。
- 本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金適正化法第22条の規定に基づく承認を得た上で、公営住宅を**目的外使用することが可能**であること。
- 二次的被害の防止等の観点から、従前の居住地とは異なる市町村に存する公営住宅へ入居する場合が想定されるため、入居者資格における居住地要件の緩和に配慮するとともに、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む事業主体相互間における緊密な連携に努めること。そのため、**都道府県は管内市町村及び他都道府県と緊密な連携を取りつつ、犯罪被害者等からの居住の安定確保への要望に適切に対応すること。**
- 優先入居及び目的外使用の実施に当たり、**各都道府県警察及び検察当局等関係機関との緊密な連携を図り、犯罪被害者等の支援のために適切な対応を図ること。**特に**被害直後等の犯罪被害者等への情報提供については、関係機関の協力を得つつ、積極的に対応すること。**

（優先入居の方法）

- ①**戸数枠設定方式**：募集を行う公営住宅の住戸の中に、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式
- ②**倍率優遇方式**：優先入居の取扱いを行う世帯の抽選における当選率を、他の一般の入居申込者より有利に取扱う方式
- ③**ポイント方式**：住宅困窮度合の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式。（障害者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、障害者程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取扱いが考えられる。）

<交通事故相談活動について>

- 交通事故被害者等からの交通事故に係る様々な相談に対応するため、**全国の地方公共団体に交通事故相談所等が設置**されており、令和5年度末時点で、全国の都道府県・政令指定都市に152カ所、交通事故相談員193名を配置。
- 国土交通省においては、交通事故被害者等が全国どこにおいても質の高い交通事故相談を受けられるよう、**地方公共団体の交通事故相談員の能力向上に向けた実務必携の発刊及び相談員研修を実施**。

<交通事故相談員総合支援事業について>

- 実務必携発刊事業（「交通事故相談ハンドブック」の発行）
交通事故相談員として最低限習得すべき実務的な内容を体系的に掲載。
令和6年度においては、**「交通事故相談ハンドブック実務編」を刊行し、交通事故相談所へ配布**。
- 相談員研修事業
令和7年度においては、**都道府県・政令指定都市における交通事故相談員の初任者研修（5月）、上級研修会（事例研究及び講義）（10月）を実施予定**。